



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンディスプレイ  
代 表 者 名 代表取締役社長 有 賀 修 二  
(コード番号：6740 東証一部)  
問 合 せ 先 執行役員 吉 田 恵 一  
チーフフィナンシャルオフィサー  
(TEL. 03-6732-8100)

取締役に対するストックオプション報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容に関する議案を、平成29年6月21日開催予定の第15期定時株主総会に下記内容にて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社取締役の報酬額は、平成 25 年 3 月 27 日開催の臨時株主総会において、年額 2 億 5,000 万円以内とする旨ご承認をいただき今日に至っておりますが、この報酬額の枠内で、第 15 期定時株主総会に役員選任議案として付議予定である社外取締役ではない取締役（新任）候補者 1 名に対して報酬として新株予約権を 6,000 万円の範囲で付与することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、ストックオプションとしての報酬の額は、割り当てる新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役の業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、以下の要領で取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

## 2. 新株予約権の発行要領

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 400,000 株を総株数の上限とする。

なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、決議日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式を調整する。

### (2) 発行する新株予約権の総数

4,000 個（新株予約権 1 個につき 100 株。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）を上限とする。

### (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）においてブラック・ショールズモデルにより算出した公正価額を払込金額とする。なお、当該払込金額は、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の直前 6 か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後2年を経過した日から新株予約権の割当てに係る取締役会決議の日後10年を経過する日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、新株予約権者は、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合、当社

の書面による承諾を事前に得た場合を除き、新株予約権を行使することはできない。

- ③ その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、残部を資本準備金の額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の当社による取得

当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する新株予約権を定めるものとする。

(10) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

\* 上記の内容については、平成29年6月21日開催予定の第15期定時株主総会において決議事項「取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上